

3 主なコロナ対策事業者向け補助制度 など

飲食事業者等感染防止対策支援事業

事業内容	飲食事業者等対策サービスを提供する中小企業者が行う感染防止対策に関する経費を支援
補助上限	75,000円(3/4以内)
対象経費	感染防止策に関する機器購入費用(換気設備、CO2センサー、非接触オーダーシステム、アルコール機など)

宿泊事業者感染防止対策等支援事業

事業内容	宿泊事業者が行う感染防止対策の強化等の取組支援
対象者	道内の宿泊事業者(ホテル、旅館、民宿等)
補助上限	3/4以内(上限750万円)
対象経費	感染防止に関する物品(消毒液、空気清浄機 等) 接触機会低減のための経費(テレワークスペース、非接触チェックインシステム導入 等)

ビジネス海外渡航支援事業

事業内容	海外渡航を行う事業者が負担する感染症検査経費を支援
対象者	事業継続目的で海外渡航を行う道内中小事業者
補助上限	1/2以内(上限10万円)
対象経費	ビジネス渡航の際、出入国時に求められる陽性証明書発行に必要なPCR検査費用、陽性証明書取得経費

小規模事業者持続化補助金(国)

事業内容	小規模事業者が行う販路開拓等の取組を支援 ※感染リスク型にビジネス向け、感染拡大防止のための接触機会減少、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス導入に関する取組を支援
対象者	常時使用する従業員が20人以下の事業者
補助率	【感染リスク型】補助率2/3 上限50万円 【低感染リスク型】補助率3/4 上限100万円

専門家派遣の依頼はこちらへ

コロナ対策の相談はこちらへ

新型コロナウイルス感染症対策支援センター

(一社)北海道感染対策センター

※専門家派遣、
オンラインでの相談、
指導を行っています！

新型コロナウイルス感染症対策支援 総合相談窓口

コロナウイルス感染症対策に
関する様々な相談をワンストップ
で受け付けます！

道内事業者向け主な支援メニューのご案内

- 1 時短対象飲食店等との取引がある事業者の方々
外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者の方々

- 道特別支援金A
- 道特別支援金B
- 月次支援金(国)



- 2 飲食店・お土産店・結婚式場などの施設を管理する事業者の方々、
1,000㎡以上の大規模施設を運営する事業者及びそのテナント等を営む事業者等の方々

- 緊急事態措置協力支援金
- 北海道大規模施設等協力支援金



3 主なコロナ対策事業者向け補助制度 など

- 飲食事業者等感染防止対策支援事業
- 宿泊事業者感染防止対策等支援事業
- ビジネス海外渡航支援事業
- 小規模事業者持続化補助金(国)
- 専門家派遣(新型コロナウイルス感染症対策関係緊急支援センター)
- 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

◆ 連絡先一覧

支援メニュー	連絡先
道特別支援金A・B	011-351-4101 (青函ダイヤル)
月次支援金(国)	0120-211-240 (青函ダイヤル)
休業・時短要請等に伴う協力支援金	011-330-8396 (札幌市飲食店内7) 011-350-7377 (札幌市飲食店以外及び支庁地域施設)
飲食事業者等感染防止対策支援事業	011-204-5331 (道経済部中小企業課)
宿泊事業者感染防止対策等支援事業	011-204-5303 (道経済部観光振興課)
ビジネス海外渡航支援事業	011-204-5331 (道経済部中小企業課)
小規模事業者持続化補助金	03-6747-4602 (日本商工会連) 011-251-0102 (北海道商工会連会)
専門家派遣(新型コロナウイルス感染症対策関係緊急支援センター)	03-6837-5929 (青函ダイヤル)
専門家派遣(新型コロナウイルス感染症対策関係緊急支援センター)	0800-800-2551 (中小企業診断協会北海道)
新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口	011-204-5331 (道経済部中小企業課) 又は新青いり(釧路) 福祉局商工労働観光課

【その他お役立ち情報はこちら】 ※道経済部経済企画課「お役立ち情報」サイト
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/30/3003/contents/information.html>